

## 資源用指定袋の導入について

### 1 分別収集に係る指定袋の必要性

プラスチック製容器包装（以下「プラ容器」という。）の分別収集は、次のような要因から、分別適合基準を満たすため指定袋を導入する必要がある。

- (1) 燃やせないごみとプラ容器を同じ曜日に収集し、かつ、燃やせないごみが指定袋である。
- (2) 燃やせないごみの収集回数を週1回から月2回に減らす。
- (3) プラ容器を収集するパッカー車の中に汚れの付いたものが入ると、他のきれいなプラ容器にまで汚れが付いてしまう。
- (4) 不適物の混入率を下げ、選別経費を削減する。
- (5) きれいな（質の高い）プラ容器を収集し、抛出金を取得する。

### 2 組成調査

【資料1】

モデル地区において、指定袋を使用したプラ容器分別収集の試行期間終了後、指定袋以外（透明・半透明）での収集を継続したところ、不適物の混入が増加した。

### 3 他市の状況

【資料2】

拠点回収を除き、ステーション回収をしている県内22市のうち19市が資源用指定袋を導入している。

### 4 指定袋導入後の市民負担について

プラ容器は、現状指定袋を導入している燃やせないごみから分別する。総排出量には変わりがなければ、家庭における指定袋の使用枚数が大きく増えることはないとする。

### 5 規格・品質

【資料3】

袋の色は無色透明とし、規格・品質はすでに導入している燃やせるごみ・燃やせないごみと同等とする。

6 今後のスケジュール

平成24年7月	資源・ごみの分別区分変更説明会の開始	【資料4】
平成24年9月	指定袋に係る条例及び施行規則改正	【資料5】
平成24年10月	指定袋製造業者への通知、受付開始 指定袋の製造、流通開始	
平成25年4月	資源・ごみの分別区分変更実施、指定袋使用開始	